

# ものづくり大学学生納付金等納入規程

【平成13年7月25日 国技規程第46号】

【平成20年3月5日 一部改正】

【平成21年4月1日 一部改正】

【平成31年2月27日 一部改正】

(趣旨)

**第1条** この規程は、ものづくり大学学則（以下「学則」という。）第49条に基づく学生納付金等の納入方法について定めることを目的とする。

(学生納付金等の内訳および金額)

**第2条** 学費とは、入学料、授業料、実験実習費、施設整備費及び、研究生、科目等履修生、特別聴講学生の入学料及び授業料をいう。

2 前項の金額は、学則別表1および別表2に定めるとおりとする。

(学費の納入期限)

**第3条** 毎年、4クォータ（学期）に分けて、それぞれ年額の4分の1を納入する。ただし、1年分をその年の最初の納入期限までに一括して納入することができる。

2 納入期限は、次のとおりとする。ただし、納入最終日が銀行の休業日にあたる場合は、その前営業日を納入期限とし、入学生、研究生、科目等履修生については、その都度定めるところによる。

第1クォータ 2月28日

第2クォータ 5月28日

第3クォータ 8月28日

第4クォータ 11月28日

3 学則第50条により復学した場合は、復学したクォータの納入期限は学則に定めるとおりとし、その後は前項の規定に従う。

(実験実習費、施設整備費の納入期限)

**第4条** 削除

(入学金等の納入期限)

**第5条** 学則第17条により入学の許可を得ようとする者は、入学料および第1クォータの授業料、実験実習費、施設整備費を所定の入学手続期間内に納入しなければならない。

(学生納付金の納入方法)

**第6条** 授業料、実験実習費、施設整備費の納入は、本人指定の口座からの自動払込とする。

2 ただし、入学初年度の入学料、授業料、実験実習費、施設整備費の納入は、本大学所定の振込依頼書による銀行振込とする。

3 研究生、科目等履修生、特別聴講学生の入学料及び授業料の納入は、本大学所定の振込依頼書による銀行振込とする。

(補足)

**第7条** この規程の補足事項については、必要な都度学内に掲示する。

**附 則**

(施行期日)

この規程は、平成13年7月25日から施行し、平成13年度入学者から適用する。

**附 則**

この規程は、平成20年3月5日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成32年度入学者から適用する。